

(別添)

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱（昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知別紙）の
一部改正について【新旧対照表】

下線部分は改正箇所

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭 和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚 生 省 発 健 医 第 1 7 9 号</p> <p>最終改正</p> <p>〔 令 和 3 年 6 月 7 日 〕 〔 厚生労働省発健0607第3号 〕</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(39) (略)</p> <p>(40) 感染症法第15条第5項の規定により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う検査に必要な設備整備事業</p> <p>(41)・(41の2) (略)</p> <p>(42) <u>令和2年3月31日健発0331第56号厚生労働省健康局長通知「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業</u></p>	<p>別 紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭 和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚 生 省 発 健 医 第 1 7 9 号</p> <p>最終改正</p> <p>〔 令 和 3 年 3 月 3 1 日 〕 〔 厚生労働省発健0331第77号 〕</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(39) (略)</p> <p>(40) 感染症法第15条第4項の規定により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う検査に必要な設備整備事業</p> <p>(41)・(41の2) (略)</p> <p>(42) <u>喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関が行う設備整備事業</u></p>

<p>4・5 (略)</p> <p>第1表～第4表 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>7 この補助金の交付の決定には次の条件が附されるものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、<u>他の国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を除く。)</u>、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金<u>又は</u>公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(14)～(17) (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県、指定都市<u>及び</u>中核市の場合 補助事業者は、別紙様式4による申請書に<u>関係書類を添えて</u>、毎年度5月末実までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>10 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>第1表～第4表 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>7 この補助金の交付の決定には次の条件が附されるものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、<u>他の国庫補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。</u></p> <p>(14)～(17) (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県、指定都市、<u>中核市、保健所設置市及び特別区</u>の場合 補助事業者は、別紙様式4による申請書に<u>関係書類を添えて</u>、毎年度5月末実までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>10 (略)</p>
---	--

(1) (略)

(2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合、地方厚生（支）局長は、8又は9による申請書が到着した日から起算して原則として3月以内に交付の決定を行うものとする。

(3) (略)

11 (略)

(実績報告)

12 (略)

(1) (略)

(2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合

補助事業者は、別紙様式5により事業実績報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（7の（3）により事業を中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣等に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6による年度修了実績報告書を厚生労働大臣等に提出して行うものとする。

(3) (略)

(1) (略)

(2) 都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区の場合、地方厚生（支）局長は、8又は9による申請書が到着した日から起算して原則として3月以内に交付の決定を行うものとする。

(3) (略)

11 (略)

(実績報告)

12 (略)

(1) (略)

(2) 都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区の場合

補助事業者は、別紙様式5により事業実績報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（7の（3）により事業を中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣等に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6による年度修了実績報告書を厚生労働大臣等に提出して行うものとする。

(3) (略)

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

(単位：円)

施設種別 構造別	難病相談支援センター	
	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	<u>213,700</u>	<u>187,000</u>

(注) 令和2年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>16,100</u>	<u>22,700</u>	<u>28,300</u>

(注) 令和2年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

(単位：円)

難病相談支援センター
<u>38,900</u>

(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和2年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

(単位：円)

施設種別 構造別	難病相談支援センター	
	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	<u>209,900</u>	<u>183,800</u>

(注) 令和元年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>15,800</u>	<u>22,200</u>	<u>27,800</u>

(注) 令和元年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

(単位：円)

難病相談支援センター
<u>38,200</u>

(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和元年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>16,900</u>	<u>23,800</u>	<u>29,700</u>

（注）令和2年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>40,800</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和2年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>16,600</u>	<u>23,300</u>	<u>29,200</u>

（注）令和元年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>40,100</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和元年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。